

令和5年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年8月25日(金) 午後2時
 召集場所 清須市役所南館3階 大会議室
 開 会 令和5年8月25日(金) 午後2時
 出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 山田 富士雄	○
5. 中野 浩光	○	6. 加藤 勲	○	7. 日下部 錠一	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 章	○	11. 後藤 章正	○	12. 水野 格廉	○
13. 山内 盛雄	○	14. 樋口 博	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 小崎 豊 (北部)	○	16. 渡邊 博史 (西部)	○	17. 堀田 啓 (南部)	○		

計 17 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治
 主 事 國分 健太郎
 主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1)議決案件について

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請 …… 1件
 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請 …… 3件
 議案第14号 農用地利用計画変更の申出 …… 1件

(2)報告案件について

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 6件
 報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 6件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは
定刻となりましたので会議を開催します。
8月も残りわずかとなりましたが、まだ日中は厳しい暑さになります。外での作業の際は、熱中症に十分注意してください。
では、只今から、令和5年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は9番 鈴木 正（すずき ただし）委員と10番 後藤 章（ごとう あきら）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。
(異議なしの声を確認の上)
ありがとうございます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
それでは、議案第12号 農地法第3条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、R5-2をご覧ください。
申請地は、_____番、登記・現況共に田で面積は_____㎡です。
譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。
高齢により耕作が困難になってきた譲渡人と自己所有地と一体利用が可能になり、営農規模拡大を図る譲受人による申請です。
譲受人は、耕運機を1台所有しており、その他耕作に必要な農機具はレンタルしております。従事日数は世帯で280日、経営面積は田と畑をあわせて4,240㎡、申請地への通作距離は約13.5km、通作時間は自動車です。
その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は丹羽委員になります。

丹 羽 委 員 申請者が農地を取得するのはこれで3度目になります。これで最後と聞いておりますが、現状問題ございません。

会 長 地元の農業委員からは問題ないとのことでしたが、その他意見ありませんか。

それではこの案件について、当農業委員会として許可することといたします。

続きまして議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請3件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第13号 R5-5をご覧ください。

申請地は、_____番__で登記・現況共に畑で面積は_____㎡です。借人及び貸人は議案書のとおりです。転用目的は分家住宅建築です。

申請者は、_____の共同住宅に家族3人で暮らしています。子供の成長に伴い手ざまになってきたため、住宅建築をする運びとなりました。また、申請者は高齢の両親の面倒を見るため、本家周辺で土地を選定しておりましたが、条件にあう土地が見つからず、両親に相談したところ、父が所有する本申請地で建築の承諾を得たため、本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%以上の区域にある農地であるため、オー（ア）－a－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は樋口委員になります。

山内委員 問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、愛知県に回答することといたします。

2件目の説明を事務局お願いします。

事務局 議案第13号 R5-6をご覧ください。

申請地は、_____番__で登記畑・現況雑種地で面積は_____㎡です。借人及び貸人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、申請地の隣地にて各種工芸品の販売や輸出入雑貨品の販売を行っている法人です。今般、土地所有者より申請者に申請地を借りてほしいとの申出があり、申請者としても、隣地で車が3台程の駐車場としての利用が可能であったことから、両者合意の上、本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%以上の区域にある農地であ

るため、オー（ア）－ a －（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤章正委員になります。

後藤章正委員 既に駐車場として利用されているところでしたが問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、愛知県に回答することといたします。

3件目の説明を事務局お願いします。

事 務 局 議案第13号 R5-7をご覧ください。

申請地は、_____番__で記・現況ともに田で面積は___m²です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場です。

申請者は、_____にて運送業を営む法人です。現在申請者営業所にはトラックが36台及び従業員の自家用車も30台程度駐車されておりますが、従業員が増えたことから従業員用の駐車場が慢性的に不足している状態です。

申請地は営業所の隣に位置しており、立地的にも条件に合うことから選定し、土地所有者より承諾を得たため本申請に至りました。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%以上の区域にある農地であるため、オー（ア）－ a －（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は樋口委員になります。

樋口委員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、愛知県に回答することといたします。

続きまして、議案第14号農用地利用計画変更の申出1件を議題としま

す。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号 R5-2をご覧ください。

この案件は清須市長宛に、農用地の利用計画変更の申出がされ、関係機関である農業委員会に意見を求めるものです。

申請地は、_____番の一部で、登記・現況共に畑で転用面積は____m²のうち_____m²です。

申出者及び所有者は議案書のとおりです。

申出者は現在、夫の実家に同居しております。今年の3月頃に子どもが生まれ、家財道具が増え、元々2世帯住宅に適して建物ではなかったため、かなり手狭になってきました。

今後も見据え、自己用住宅の建築を計画しましたが、申出者に自己所有地はなく、不動産業者を活用し、物件を探しましたが条件に合う物件が見つかりませんでした。そこで、申出者妻の両親に相談したところ申出地を利用してよいとの承諾を受け申出に至りました。

申出地は、農用地区域の周辺部に位置し、農振除外の要件である、①他の土地で代えることが困難なこと、②地域計画の達成に支障がないこと、③農用地の集団化・農作業の効率化に支障がないこと、④農用地の利用集積に支障がないこと、⑤土地改良施設の機能に支障がないこと、⑥土地改良事業の完了後8年を経過していることの6要件を満たしていると考えられます。

農地区分はエー（ア）－b－（b）に該当するため第3種農地となります。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は加藤委員になります。

加藤委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、報告第8号農地法第4条第1項第7号の規定による届出6件及び報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による届出6件について、事務局から説明がありますので、地区の担当委員は一言よろしくお願

いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、報告第8号農地法第4条第1項第7号の規定による届出から説明します。

申請番号R5-7、_____番__、登記田で現況雑種地、面積が_____m²です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-8、_____番__、_____番__、_____番__の3筆です。_____番__のみ登記田、現況雑種地で、外2筆は登記、現況共に畑となり面積が合計_____m²です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-9、_____番__、登記田で現況宅地、面積が_____m²です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-10、_____番__、登記畑で現況宅地、面積が_____m²です。

こちら、山田委員の案件となります。

山田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-11、_____番__及び_____番__、2筆とも登記畑で現況宅地、面積が合計_____m²です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-12、_____番__、_____番__、_____番__、_____番__、4筆とも登記畑で現況雑種地、面積が合計_____m²です。

こちら、中野委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

報告第8号については以上です。続きまして、報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による届出6件について説明します。

申請番号R5-38、_____番、登記田、現況休耕畑、面積が_____m²です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-39、_____番及び_____番、登記及び現況畑、面積が合計_____m²です。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀田推進委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-40、_____番、登記畑で現況宅地、面積が_____m²です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-41、_____番及び_____番、登記田で現況宅地、面積が合計_____m²です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-42、_____番、登記及び現況田、面積が_____m²です。

こちら、山田委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、申請番号R5-43、_____番、登記及び現況田、面積が_____m²です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 以上で説明を終わります。

会長 以上の報告案件について、何か質問はありますか。
ないようですので、その他にまいります。
事務局から何かありますか。

事務局 農地パトロールについてですが、8月22日より順次実施しております。すでに終わられた委員につきましてはお疲れ様でした。これからの委員につきましては、以前送付した文書に日時及び集合場所を記載しておりますので、再度ご確認をお願いします。
以上です。

会長 何か質問はございますか。
ないようですので、次回の開催について確認します。
令和5年9月25日、月曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。
以上で令和5年度第5回農業委員会を閉会します。
本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時40分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています